

広島市立病院機構未収金回収業務に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和4年1月5日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長 竹内 功

1 業務の概要

(1) 業務名

広島市立病院機構未収金回収業務

(2) 業務目的

本業務は広島市立病院機構の患者自己負担未収金債権に係る回収業務について、ノウハウを有する弁護士等に委託することにより、負担の公平性の確保と未収金残高の縮減を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別添「広島市立病院機構未収金回収業務委託仕様書」のとおり業務の具体的な手段・方法については、弁護士等の提案と裁量に委ねるものとする。

(4) 期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 受託事業者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を選定する。

公募型プロポーザル手続き等の詳細については、広島市立病院機構未収金回収業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）による。

2 参加資格

以下に掲げる要件を満たしていること

- (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者又は暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除設置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者に該当しないこと。
- (2) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士、又は同法第30条の2に規定する弁護士法人であること。
- (3) これまでに以下のいずれかの実績を有すること。
 - ア 医療機関での未収金回収業務
 - イ 国、地方公共団体又は独立行政法人（地方独立行政法人を含む。）における債権回収業務

- (4) 公示日から受託候補者の選定までの間のいずれかの日においても、営業停止処分又は広島市及び他の地方公共団体の競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

3 プロポーザル実施要領等の配布方法

プロポーザル実施要領等は、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下、「本機構」という。）のホームページ（<http://www.hcho.jp/>）のトップページの「新着情報」からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和4年1月25日（火）までの土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配布場所

〒730—8518

広島市中区基町7番33号 広島市民病院西棟2階

地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局財務課

TEL 082—569—7821 FAX 082—569—7826

電子メール hirokokou-honbu@hcho.jp

4 参加申込受付

(1) 申込期間

前記3(1)に同じ。

(2) 提出場所

前記3(2)に同じ。

(3) 提出方法

参加表明書を、前記(2)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

5 質問の受付及び回答

(1) プロポーザル説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和4年1月17日（月）までの土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 受付場所

前記 3 (2)に同じ。

ウ 受付方法

質問書を、前記イへ電子メール（上記 3 (2)に同じ）で提出すること。

- (2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答し、前記 3 (2)において、令和 4 年 2 月 8 日（火）までの土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む）を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間、閲覧に供するとともに、本機構ホームページに掲載する。

6 企画提案書の提出期限及び提出場所等

(1) 提出期限

令和 4 年 2 月 8 日（火）午後 5 時 15 分まで

(2) 提出場所

前記 3 (2)に同じ。

(3) 提出方法

企画提案書を、前記(2)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

7 企画提案に対する審査

公募型プロポーザル実施要領 8 のとおり

8 受託候補者の選定

(1) 企画提案書の審査

企画書の審査は、広島市立病院機構未収金回収業務公募型プロポーザル方式審査委員会が行う。

(2) 審査基準

公募型プロポーザル実施要領 8 (2) のとおり。

(3) 審査結果の通知

受託候補者を選定した後は、速やかに、応募者にその結果を通知する。

9 契約の締結

受託候補者を未収金回収業務に係る随意契約の優先交渉権者とし、優先交渉権者と協議が整った場合は、契約を締結する。

なお、本プロポーザルにおける優先交渉権者との協議が不調となった場合は、本プロポーザルにおける次点者を交渉権者とする。